

クラブ規約（会則） 社会教育関係団体登録事務（見本）

（名称）

第1条 当クラブは、____クラブと称する。

（目的）

第2条 当クラブは、_____を通じて交流と親睦を深め、健康と体力の維持増進を図るとともに、_____の発展と普及を目的とする。

（活動内容）

第3条 当クラブは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 定期的な練習活動
2. _____大会等への参加
3. その他、当クラブが必要と認める活動

（役員）

第4条 当クラブは、次の役員を置く。

部長 ____名
副部長 ____名
庶務 ____名
会計 ____名

2. 役員は、当クラブ構成員から会議において選出する。
3. 役員の任期は__年とし再任を妨げない。
4. 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会員要件）

第5条 当クラブ員は、原則として城陽市在住の者で構成する。

2. 入会を希望する者はクラブ員が認めることにより入会できるものとする。

（会費）

第6条 当クラブの会計年度は、毎月__月__日より翌年__月__日までとする。

2. 当クラブの経費は、通常会費（年額〇〇〇〇円または月額〇〇〇円）及びその他の収入をもって充てる

(遵守事項)

第7条 当クラブにかかる遵守事項については、会員の総意をもって決定する。

2. 遵守事項について違反するものに対しては退会を求めることがある。

(会議)

第8条 会議は、定期会議と臨時会議とする。

2. 定期会議は年__回とし、臨時会議は部長が必要と認めるときに招集する。

3. 定期会議において決定すべき事項は、次のとおりとする。

- 1) 役員を選出
- 2) 当クラブの活動方針の決定
- 3) 決算の承認及び予算の決議
- 4) 新年度の通常会費額の決定
- 5) クラブ員の承認
- 6) その他クラブの運営に必要と考えられる事項

(その他)

第9条 この規約に定めない事項で、当クラブに関して必要な事項は、定期会議開催時及び臨時会議を開催して決定するものとする。

附則

この規約は、令和____年__月__日から施行する。